

岐阜県施術所光熱費高騰対策支援金交付申請に関するQ&A

交付対象について

1	支援金の交付対象は？	支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （１）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項又は柔道整復師法第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を知事に行っている者であること。 （２）令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内で保険施術を行った施術所の開設者であること。 （３）令和5年3月1日において県内で施術所を開設している者であって、同日から同月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止をした者でないこと。
2	休止した施設は交付の対象に含まれるか？	令和5年3月1日から3月31日までの間に施設を休止した場合は交付の対象とはなりません。
3	4月以降に施設を廃止又は休止をする予定があるが、交付の対象となるか？	令和5年3月1日から3月31日までの間に施設を廃止又は休止をしていなかったのであれば、交付の対象となります。
4	今後、開設予定の施設は交付の対象となるか？	令和5年3月1日時点で開設していないものは対象となりません。
5	開設者が県外事業者でも交付の対象となるか？	施設の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
6	自宅兼事業所の場合も対象になるのか。	対象になります。
7	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることができるか？	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。
8	療養費の受領委任に対応していないが交付の対象となるか？	受領委任や償還払いを問わず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内で保険の対象となる施術を行った場合は、交付の対象となります。

交付額について

9	支援金の交付額は？	1施設当たり一律35,000円です。
---	-----------	--------------------

申請について

10	申請方法は？	申請書類を郵送で事務局に送付してください。 なお、郵送にあたっては、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。
11	申請の受付期間はいつまでか？	申請の受付期間は、令和5年4月3日から令和5年4月28日（消印有効）までとします。
12	申請書に押印は必要か？	申請書に押印は不要です。
13	申請書をファックスや電子メールで提出してもよいか？	多量の申請を短期間で処理する必要があることと情報セキュリティの観点から郵送による申請のみ受け付けます。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、申請書の持参による申請は御遠慮ください。
14	口座の写しが様式の貼付けスペースにおさまらないので、別の紙に張り付けてよいか？	振込先確認書（別紙）とは別のA4サイズの紙に貼付けや印刷いただいて結構です。
15	あはきと柔整を重複して申請することは可能か？	同一の建物内にあはきと柔整がある場合は、いずれか一方が交付の対象です。ただし、同じ住所内にあはきと柔整の施設がそれぞれ別の建物内にある場合は、それぞれの施設ごとに申請することが可能です。
16	施設とは別に出張専門の施術所の開設を届け出ている場合は重複して申請してもよいか？	どちらか一方で申請してください。
17	申請者と受取口座の口座名義人が異なってもよいか？	開設者や施設に係る口座であると明確に判断できる場合は口座名義人が申請者と異なっても良いです。
18	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか？	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
19	開設者が岐阜県内で複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか？	岐阜県内に複数の対象施設を有している場合、施設ごとに申請してください。
20	開設者である法人の代表者ではなく、開設した施設の施設長が申請者となってよいか？	交付申請書に開設者からの委任状を添付してください。 委任状の参考様式をホームページに掲載しております。
21	委任状に押印は必要か？	委任者と受任者（委任者の代理人）の押印が必要です。

岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付申請に関するQ&A

交付、返還について

22	支援金の交付はいつ頃になるか？	令和5年6月末までに指定いただいた口座に振込予定です。
23	支援金の交付が決定した旨の通知は届くか？	交付が決定した旨の通知は行いません。口座への振込をもって交付決定とご理解ください。
24	不交付となることはあるか？	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請書類不備があった際に期日（担当者から別途お伝えします。）までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
25	施設が休止（又は廃止）してしまうが、支援金は返還しなくてはならないのか？	令和5年4月1日以降の廃止又は休止であれば、交付の対象となります。ただし、令和5年3月1日から3月31日までの間に施設を廃止又は休止をしていたことが判明した場合は、原則、支援金を返還していただきます。

その他

26	支援金の用途制限はあるか？	支援金は光熱費等の高騰分に活用されることを想定していますが、各施設での実際の光熱費の状況に関わらず支給するものです。
27	申請書類の審査状況、支給日等を問い合わせたいがどうしたよいか。	多数の件数が想定されることから問合せはお控え願います。
28	実績の報告は必要か？	当支援金に係る実績の報告は不要です。
29	保険施術を行ったことの証明は必要か？	保険の対象となる施術（療養費）の証明は不要です。申請書の遵守事項等にチェックをしてください。
30	過去に県への口座登録（債権者登録）を行ってあるが、あらためて「振込先確認書（別紙2）」を提出する必要があるのか。	複数の口座を所有している場合を想定し、振込先口座を明確にするため「振込先確認書（別紙）」を提出願います。
31	交付申請を取り下げたい場合はどうすればよいか。	書面 （任意様式）により届け出ていただくことで取下げ可能です。必要な記載事項は、文書の日付、文書の宛先名（岐阜県知事のこと）、文書の発出者の情報（交付申請書と同じ「住所」、「申請事業者名」、「代表者職氏名」）、申請を取り下げる旨についてです。参考様式をホームページに掲載していますのでご確認ください。
32	交付申請取下げの参考様式において、交付申請書の日付を記入するようになっているが、わからない場合はどうすればよいか？	交付申請書の日付が不明な場合は省略して構いません。